

福祉有償運送における新規申請の際の主な提出書類  
詳細は福祉部 地域共生課へお問い合わせください。

NO.	必要書類	必要書類の詳細
1	自家用有償旅客運送の登録の申請書	・自家用有償旅客運送の登録の申請書(様式第2-1号)
2	定款等の書類	・定款(財団法人にあつては寄附行為) ・登記事項証明書 ・役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)
3	欠格事由に該当しない旨を証する書類	・宣誓書(法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)(様式第3号)
4	地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類	・施行規則第51条の3第4号に定める地域公共交通会議等(市川市福祉有償運送運営協議会)において協議が調っていることを証する書類(様式第2-5号) ※協議が調った後にお渡しいたします。
5	自家用有償旅客運送自動車についての 使用権原を証する書類	・当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧(参考様式第イ号) ・当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者となる場合にあっては、当該自動車の自動車検査証 ・登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書 ・リース車両がある場合は、リース契約書又は見積書 ・当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合は、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書
6	自家用有償旅客運送自動車の運転者が 必要な要件を備えていることを証する書類	・運転者一覧(参考様式第ロ号) ・運転者等就任承諾書等(様式第4号) ・運転免許証の写し ・施行規則第51条16に定める資格に有無を称する書面の写し
7	①運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類 ②整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類 ③事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類	・運行管理の責任者の就任承諾書(様式第6号) ・運行管理の体制を記載した書類(様式第7号) ・配置自動車数が5両以上となる場合は、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類 ・特定自動運行旅客運送を行う場合は、運転者の代わりに特定自動運行保安員を記した書類、および施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類
8	自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客 その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための 措置を講じていることを証する書類	・施行規則第51条の26に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることを証する書類(契約申込書の写し、見積書等) ・様式第8号(契約申込書の写し、見積書等の提出ができない場合) ※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、これらの書類を様式第9号に定める宣誓書をもって代えることができる。
9	運送をしようとする旅客の名簿	・施行規則第51条の29各号に掲げる事項を記載した旅客の名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類(参考様式第ハ号)
10	自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る 使用条件が記載された書類 ※自動運行旅客運送を行う場合	・道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第31条の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写し
11	道路交通法第75条の12第2項に規定する 申請書の写しその他の同条第1項の許可の 見込みに関する書類 ※特定自動運行旅客運送を行う場合	・申請書の写しその他の当該許可の申請状況を示した書類

※

法:道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

施行規則:道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)